

サプライヤー 各位

## 『古物営業法』に基づく本人確認手続について

株式会社 琉球リース

弊社は、弊社で取り扱うリース取引並びに割賦販売取引において、その目的物件が古物(中古商品)の場合、下記記載の「古物営業法」に基づいて、目的物件の売主と担当者の本人確認を行っております。

売主であるサプライヤーの皆様、並びにご担当者には通常の取引と異なるお手数をお掛け致しますが、法令に基づく手続きであることをご理解頂き、ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1.古物営業法

古物(中古商品)の取引では、盗品などが対象となることがあり得ることから、盗品などの取引を防止し、それらの早期発見を図ることにより、窃盗などの犯罪を防止するとともに被害の回復を促進することを目的とします。

#### 2.対象となる目的物件

中古の自動車、自動二輪車、輸送用機械(フォークリフト等)、商業用設備等の古物全般。

#### 3.本人確認の概要

法令で定められた下記の「確認書類」をご提出、またはご提示頂き、下記の事項を確認します。

##### (1)売主

区分	確認書類	確認事項
法人の場合	登記事項証明書	商号、本店住所、設立年月日、事業内容
個人の場合	運転免許証、パスポート等 名刺等	住所、氏名、生年月日 屋号

##### (2)ご担当者

確認書類	確認事項
運転免許証、パスポート等	住所、氏名、生年月日
名刺、社員証等	勤務先、勤務先住所

※確認書類は、提示していただく場合は原本に限りませんが、提出していただく場合は複写でも可となります。

※詳細につきましては、別紙「相手方確認書類のご案内」をご参照願います。

#### 4.その他

(1) 上記手続きで入手した個人情報に関する事項につきましては、個人情報保護法の規定に従い厳重に管理し、他の目的に流用しないことをお約束いたします。

なお、弊社の個人情報保護方針につきましては、本ホームページ内の「個人情報保護宣言」をご参照下さい。

##### (2)古物商許可証番号

公安委員会名	許可証番号
沖縄県公安委員会	第971017200519号

(3) 手続きに関するお問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口へご連絡下さい。

株式会社琉球リース 営業統括部 企画課

TEL:098-866-5500

## 相手方確認書類等のご案内

大変お手数とは存じますが、お打合せの日時まで下記「**相手方確認書類**」のご手配をお願い致します。  
ご手配いただいた「相手方確認書類」では、法の規定に従い、お客様ご自身の「氏名」「住所」「生年月日」  
等を確認させていただきます。

### 【相手方確認書類】

以下の書類のうち①～⑦いずれかの書類をご準備お願い致します。

事務所以外で確認させて頂く場合、上記書類に加え⑧、⑨の追加書類が必要となります。

	相手方確認書類	ご注意・有効期限等
①	運転免許証	・確認の日において有効なものをご準備 お願い致します。  ・氏名、住所、生年月日の記載のあるもの をご準備お願い致します。
②	パスポート	
③	個人番号カード	
④	印鑑証明書	
⑤	各種健康保険証	
⑥	印鑑証明書	
⑦	戸籍謄本、住民票写し等、官公庁発行の書 類で、生年月日の記載があるもの	
⑧	社員証等（勤務先名と勤務地住所のわかる書類）	事務所外での面談時に必要（法人担当者）
⑨	公共料金の領収書等屋号と住所（勤務先）を 確認できる書類	事務所外での面談時に必要（個人事業主）

以上